

令和元年 1 2 月 3 日

第 5 回 廿日市市議会議案説明書
(第 4 回 定例会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案説明書目次

報告第24号	専決処分事項の報告について	1
報告第25号	専決処分事項の報告について	3
報告第26号	専決処分事項の報告について	5
議案第88号	廿日市市下水道事業の設置等に関する条例	7
議案第89号	廿日市市屋外広告物等に関する条例	11
議案第90号	廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定 の全部を適用することに伴う関係条例の整理に 関する条例	15
議案第91号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職 員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第92号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例	21
議案第93号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例	23
議案第94号	廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並び に生活環境の清潔保持に関する条例の一部を改 正する条例	25
議案第95号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	27
議案第96号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	29
議案第97号	廿日市市景観条例の一部を改正する条例	33
議案第98号	廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止 する条例	35
議案第105号	財産の処分について	37
議案第106号	財産の処分について	39

(報告第 2 4 号)

専決処分事項の報告について

(広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について)

(人 事 課)

1 専決処分した理由

広島県市町総合事務組合から、組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う組合規約の変更をすることについて協議があったので、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

令和 2 年 3 月 3 1 日限りで甲世衛生組合が解散することにより、同組合が広島県市町総合事務組合を脱退することに伴う組合規約の変更をする。

3 専決処分年月日

令和元年 1 0 月 2 8 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 5 号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び名称変更並びにこれらに伴う当該組合の規約を変更すること。

5 参照法令

地方自治法

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この

節において「構成団体」という。) の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。(以下略)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。))及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(報告第 2 5 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(宮島水族館企画室)

1 専決処分した理由

令和元年 9 月 2 0 日宮島水族館の職員が、事務連絡用務のため、市役所南側駐車場で、公用車を駐車するため左後方に後退した際、左後方に駐車してあった普通乗用自動車と接触し、同車に損傷を与えた。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 2 4 7, 4 2 3 円

3 専決処分年月日

令和元年 1 1 月 5 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 1 8 0 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第 4 号 1 件 5 0 万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第 7 1 5 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

(報告第 2 6 号)

専決処分事項の報告について

(損害賠償の額を定めることについて)

(維持管理課)

1 専決処分した理由

令和元年 9 月 1 5 日 が、普通乗用自動車を運転して、廿日市市宮内四丁目地内の市道河本線を進行中、道路上のグレーチング蓋を踏んだ際にグレーチング蓋が跳ね上がり、同車が損傷した。

この事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 1 5 2 , 1 8 5 円

3 専決処分年月日

令和元年 1 1 月 7 日

4 根拠法令

報告第 2 5 号説明書に同じ。

5 参照法令

国家賠償法

第 2 条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

(議案第 88 号)

廿日市市下水道事業の設置等に関する条例

(下 水 道 課)

1 制定の理由

公共下水道事業、小規模下水道事業及び農業集落排水事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することに関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 下水道事業の設置 (第 2 条関係)

下水を排除し、又は処理することにより公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、アからウまでに掲げる下水道事業を設置する。

ア 廿日市市公共下水道事業

イ 廿日市市小規模下水道事業

ウ 廿日市市農業集落排水事業

(2) 地方公営企業法の財務規定等の適用 (第 3 条関係)

下水道事業に地方公営企業法に規定する財務規定等を適用する。

(3) 経営の基本 (第 4 条関係)

ア 下水道事業の経営の基本原則は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営することとする。

イ 下水道事業を実施する区域を次のとおり定める。

区 分	実 施 区 域
廿日市市公共下水道事業	下水道法第 4 条第 1 項の規定により 定めた廿日市市公共下水道事業計画 区域
廿日市市小規模下水道事業	廿日市市小規模下水道条例別表第 1 に掲げる処理区域

廿日市市農業集落排水事業	廿日市市農業集落排水処理施設設置 及び管理条例第2条第3号に規定する 処理区域
--------------	---

(4) 重要な資産の取得及び処分（第5条関係）

予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格が2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(5) 議会の同意を要する賠償責任の免除（第6条関係）

下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超えるときとする。

(6) 議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第7条関係）

条例で定める議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与の受領は、その金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のものとする。

(7) 業務状況説明書類の作成（第8条関係）

ア 市長は、下水道事業に関し、業務の状況を説明する書類を毎事業年度につき2回作成しなければならない。

イ アの業務の状況を説明する書類には、事業の概況、経理の状況のほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため、市長が必要と認める事項を記載するとともに、決算の状況、予算の概要及び事業の経営方針を明らかにしなければならない。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

地方公営企業法

第2条

- ③ 前2項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）又は広域連合（以下「広域連合」という。）にあつては、規約）で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

(議案第 89 号)

廿日市市屋外広告物等に関する条例

(都 市 計 画 課)

1 制定の理由

本市の実情に応じた規制等により景観施策の推進を図ることを目的として、屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物の制限等に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 屋外広告物及び掲出物件の制限等

- ア 禁止地域等について定める。
- イ 禁止物件について定める。
- ウ 許可について定める。
- エ 景観保全型広告整備地区について定める。
- オ 適用除外について定める。
- カ 経過措置について定める。
- キ 禁止広告物について定める。
- ク 許可の期間及び条件について定める。
- ケ 変更等の許可について定める。
- コ 許可の基準について定める。
- サ 許可証票の表示について定める。
- シ 管理義務について定める。
- ス 管理者の設置について定める。
- セ 管理者の届出について定める。
- ソ 点検について定める。
- タ 除却義務等について定める。
- チ 許可の取消しについて定める。
- ツ 違反に対する勧告等について定める。
- テ 違反に対する措置について定める。

- ト 保管した場合の公示事項について定める。
- ナ 保管した場合の公示の方法について定める。
- ニ 価額の評価の方法について定める。
- ヌ 保管した屋外広告物又は掲出物件を売却する場合の手続について定める。
- ネ 公示の日から売却可能となるまでの期間について定める。
- ノ 返還する場合の手続について定める。
- ハ 立入検査等について定める。
- ヒ 処分、手続等の効力の承継について定める。

(2) 特定屋内広告物の制限等

- ア 特定屋内広告物制限地区について定める。
- イ 表示の制限について定める。
- ウ 除却義務について定める。
- エ 違反に対する勧告等について定める。
- オ 立入検査について定める。

(3) 雑則

- ア 手数料について定める。
- イ 告示について定める。

(4) 罰則

- ア 罰則について定める。
- イ 両罰規定について定める。

3 施行期日

令和2年4月1日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない

い。

(2) 屋外広告物法

第28条 都道府県は、地方自治法第252条の17の2の規定によるもののほか、第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、景観行政団体である市町村又は地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第7条第1項に規定する認定市町村である市町村（いずれも指定都市及び中核市を除く。）が処理することとすることができる。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該市町村の長に協議しなければならない。

第34条 第3条から第5条まで及び第7条第1項の規定に基づく条例には、罰金又は過料のみを科する規定を設けることができる。

(議案第 9 0 号)

廿日市市簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用
することに伴う関係条例の整理に関する条例

(水 道 局)

1 提案の要旨

簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、公営企業会計を導入することなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整理を行おうとするものである。

条 例 名	整 理 の 内 容
職員の特殊勤務手当に関する条例	簡易水道の滅菌作業に従事する職員の特殊勤務手当を廃止する。
廿日市市部設置条例	環境産業部の分掌事務から簡易水道事業に関する事務を削除する。
廿日市市特別会計条例	簡易水道事業特別会計の規定を削除する。
廿日市市宮浜温泉水供給条例	引用する条例の題名が改正されることに伴い、規定の整理を行う。
廿日市市上水道事業の設置等に関する条例	簡易水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用し、上水道事業及び簡易水道事業を通じて一の組織及び特別会計において事業を運営することに伴い、必要な規定の整理を行うとともに、水道事業で生じた利益の処分について定める。
廿日市市上水道事業給水条例	上水道事業及び簡易水道事業を通じて一の組織及び特別会計において事業を運営することに伴い、必要な規定の整理を行う。
廿日市市簡易水道事業基金の設置、管理及び処分	条例を廃止する。

に関する条例	
廿日市市簡易水道事業設置条例	
廿日市市簡易水道事業給水条例	

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(議案第 9 1 号)

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

民間給与との較差の解消を図るための人事院の給与改定の勧告を考慮し、職員の給料月額などの改定を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

職員の給料表を、人事院の勧告に準じて改定する。

イ 勤勉手当の支給割合の改定

勤勉手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和元年度	(イ) 令和 2 年度以降
6 月	100分の92.5	100分の92.5	100分の95
1 2 月	100分の92.5	100分の97.5	100分の95

ウ その他必要な規定の整理を行う。

(2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

ア 給料表の改定

特定任期付職員の給料月額を次のとおり改定する。

号給	現 行	改正案
	円	円
1	374,000	375,000
2	422,000	422,000
3	472,000	472,000
4	533,000	533,000

5	608,000	608,000
6	710,000	710,000

イ 期末手当の支給割合の改定

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和元年度	(イ) 令和２年度以降
6 月	100分の167.5	100分の167.5	100分の170
1 2 月	100分の167.5	100分の172.5	100分の170

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、２の(1)のイの(イ)及び２の(2)のイの(イ)は、令和２年４月１日から施行する。
- (2) ２の(1)のア及び２の(2)のアは、平成３１年４月１日から適用する。
- (3) ２の(1)のイの(ア)及び２の(2)のイの(ア)は、令和元年１２月１日から適用する。

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第２０４条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、

期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む）。又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。
- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

行政職給料表（令和元年度改定比較表）

（単位：円、％）

号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	144100	146100	2000	1.4	194000	195500	1500	0.8	230000	231500	1500	0.7	263000	264200	1200	0.5	288900	289700	800	0.3	319200	319200	0	0.0	362900	362900	0	0.0	408100	408100	0	0.0
2	145200	147200	2000	1.4	195800	197300	1500	0.8	231600	233100	1500	0.6	264900	266000	1100	0.4	291100	291900	800	0.3	321400	321400	0	0.0	365500	365500	0	0.0	410500	410500	0	0.0
3	146400	148400	2000	1.4	197600	199100	1500	0.8	233100	234600	1500	0.6	266700	267800	1100	0.4	293400	294000	600	0.2	323700	323700	0	0.0	367900	367900	0	0.0	413000	413000	0	0.0
4	147500	149500	2000	1.4	199400	200900	1500	0.8	234700	236200	1500	0.6	268800	269900	1100	0.4	295500	296000	500	0.2	325900	325900	0	0.0	370500	370500	0	0.0	415400	415400	0	0.0
5	148600	150600	2000	1.3	200900	202400	1500	0.7	236100	237600	1500	0.6	270500	271600	1100	0.4	297400	297900	500	0.2	328100	328100	0	0.0	372400	372400	0	0.0	417300	417300	0	0.0
6	149700	151700	2000	1.3	202700	204200	1500	0.7	237800	239300	1500	0.6	272400	273400	1000	0.4	299700	300000	300	0.1	330100	330100	0	0.0	374900	374900	0	0.0	419600	419600	0	0.0
7	150800	152800	2000	1.3	204500	206000	1500	0.7	239300	240800	1500	0.6	274300	275200	900	0.3	302000	302200	200	0.1	332300	332300	0	0.0	377200	377200	0	0.0	421700	421700	0	0.0
8	151900	153900	2000	1.3	206300	207800	1500	0.7	240900	242400	1500	0.6	276400	277200	800	0.3	304200	304200	0	0.0	334500	334500	0	0.0	379700	379700	0	0.0	423900	423900	0	0.0
9	153000	154900	1900	1.2	207900	209400	1500	0.7	242100	243500	1400	0.6	278400	279200	800	0.3	306100	306100	0	0.0	336400	336400	0	0.0	382100	382100	0	0.0	425900	425900	0	0.0
10	154400	156300	1900	1.2	209700	211200	1500	0.7	243600	245000	1400	0.6	280400	281200	800	0.3	308400	308400	0	0.0	338600	338600	0	0.0	384800	384800	0	0.0	428000	428000	0	0.0
11	155700	157600	1900	1.2	211500	213000	1500	0.7	245200	246600	1400	0.6	282500	283100	600	0.2	310600	310600	0	0.0	340600	340600	0	0.0	387400	387400	0	0.0	430100	430100	0	0.0
12	157000	158900	1900	1.2	213300	214800	1500	0.7	246600	247900	1300	0.5	284500	285000	500	0.2	312900	312900	0	0.0	342800	342800	0	0.0	390100	390100	0	0.0	432200	432200	0	0.0
13	158300	160100	1800	1.1	214700	216200	1500	0.7	248100	249400	1300	0.5	286500	287000	500	0.2	315000	315000	0	0.0	344600	344600	0	0.0	392500	392500	0	0.0	433900	433900	0	0.0
14	159800	161600	1800	1.1	216500	218000	1500	0.7	249600	250800	1200	0.5	288600	288900	300	0.1	317100	317100	0	0.0	346600	346600	0	0.0	394800	394800	0	0.0	435700	435700	0	0.0
15	161300	163100	1800	1.1	218200	219700	1500	0.7	250900	252100	1200	0.5	290600	290800	200	0.1	319300	319300	0	0.0	348600	348600	0	0.0	397000	397000	0	0.0	437700	437700	0	0.0
16	162900	164700	1800	1.1	220000	221500	1500	0.7	252300	253500	1200	0.5	292600	292600	0	0.0	321400	321400	0	0.0	350600	350600	0	0.0	399400	399400	0	0.0	439700	439700	0	0.0
17	164200	165900	1700	1.0	221700	223200	1500	0.7	253800	255000	1200	0.5	294400	294400	0	0.0	323300	323300	0	0.0	352300	352300	0	0.0	401200	401200	0	0.0	441600	441600	0	0.0
18	165700	167400	1700	1.0	223400	224900	1500	0.7	255400	256500	1100	0.4	296400	296400	0	0.0	325300	325300	0	0.0	354300	354300	0	0.0	403200	403200	0	0.0	443400	443400	0	0.0
19	167200	168900	1700	1.0	225000	226500	1500	0.7	257100	258200	1100	0.4	298500	298500	0	0.0	327300	327300	0	0.0	356100	356100	0	0.0	405100	405100	0	0.0	445200	445200	0	0.0
20	168700	170400	1700	1.0	226600	228100	1500	0.7	258900	260000	1100	0.4	300500	300500	0	0.0	329300	329300	0	0.0	358000	358000	0	0.0	406900	406900	0	0.0	446900	446900	0	0.0
21	170100	171700	1600	0.9	228000	229500	1500	0.7	260500	261600	1100	0.4	302400	302400	0	0.0	331000	331000	0	0.0	359900	359900	0	0.0	408800	408800	0	0.0	448700	448700	0	0.0
22	172800	174400	1600	0.9	229700	231200	1500	0.7	262300	263300	1000	0.4	304500	304500	0	0.0	333100	333100	0	0.0	361800	361800	0	0.0	410600	410600	0	0.0	450200	450200	0	0.0
23	175400	177000	1600	0.9	231300	232800	1500	0.6	264000	264900	900	0.3	306500	306500	0	0.0	335100	335100	0	0.0	363800	363800	0	0.0	412400	412400	0	0.0	451600	451600	0	0.0
24	178000	179600	1600	0.9	232900	234400	1500	0.6	265700	266500	800	0.3	308600	308600	0	0.0	337200	337200	0	0.0	365700	365700	0	0.0	414300	414300	0	0.0	453100	453100	0	0.0
25	180700	182200	1500	0.8	234000	235400	1400	0.6	267600	268400	800	0.3	310.																			

行政職給料表（令和元年度改定比較表）

(単位：円、%)

号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	229000	230100	1100	0.5	281500	281500	0	0.0	328200	328200	0	0.0	366900	366900	0	0.0	383300	383300	0	0.0	405000	405000	0	0.0								
66	229800	230800	1000	0.4	282400	282400	0	0.0	328600	328600	0	0.0	367600	367600	0	0.0	383900	383900	0	0.0	405300	405300	0	0.0								
67	230700	231700	1000	0.4	283100	283100	0	0.0	329300	329300	0	0.0	368300	368300	0	0.0	384500	384500	0	0.0	405600	405600	0	0.0								
68	231700	232700	1000	0.4	284000	284000	0	0.0	330100	330100	0	0.0	369000	369000	0	0.0	385100	385100	0	0.0	405900	405900	0	0.0								
69	232400	233400	1000	0.4	285000	285000	0	0.0	330900	330900	0	0.0	369300	369300	0	0.0	385500	385500	0	0.0	406100	406100	0	0.0								
70	233100	234000	900	0.4	285800	285800	0	0.0	331600	331600	0	0.0	369900	369900	0	0.0	386000	386000	0	0.0	406400	406400	0	0.0								
71	233700	234500	800	0.3	286600	286600	0	0.0	332300	332300	0	0.0	370600	370600	0	0.0	386500	386500	0	0.0	406700	406700	0	0.0								
72	234500	235200	700	0.3	287400	287400	0	0.0	333000	333000	0	0.0	371200	371200	0	0.0	387100	387100	0	0.0	407000	407000	0	0.0								
73	235300	236000	700	0.3	288200	288200	0	0.0	333500	333500	0	0.0	371500	371500	0	0.0	387400	387400	0	0.0	407200	407200	0	0.0								
74	236000	236600	600	0.3	288700	288700	0	0.0	334100	334100	0	0.0	372100	372100	0	0.0	387800	387800	0	0.0	407500	407500	0	0.0								
75	236700	237200	500	0.2	289100	289100	0	0.0	334600	334600	0	0.0	372800	372800	0	0.0	388200	388200	0	0.0	407800	407800	0	0.0								
76	237300	237700	400	0.2	289600	289600	0	0.0	335200	335200	0	0.0	373400	373400	0	0.0	388600	388600	0	0.0	408000	408000	0	0.0								
77	238000	238400	400	0.2	289800	289800	0	0.0	335500	335500	0	0.0	373800	373800	0	0.0	388900	388900	0	0.0	408200	408200	0	0.0								
78	238800	239100	300	0.1	290100	290100	0	0.0	336000	336000	0	0.0	374300	374300	0	0.0	389200	389200	0	0.0	408500	408500	0	0.0								
79	239600	239800	200	0.1	290300	290300	0	0.0	336400	336400	0	0.0	374900	374900	0	0.0	389500	389500	0	0.0	408800	408800	0	0.0								
80	240300	240300	0	0.0	290700	290700	0	0.0	336900	336900	0	0.0	375400	375400	0	0.0	389800	389800	0	0.0	409000	409000	0	0.0								
81	240800	240800	0	0.0	290900	290900	0	0.0	337300	337300	0	0.0	375900	375900	0	0.0	390000	390000	0	0.0	409200	409200	0	0.0								
82	241500	241500	0	0.0	291100	291100	0	0.0	337800	337800	0	0.0	376500	376500	0	0.0	390300	390300	0	0.0	409500	409500	0	0.0								
83	242200	242200	0	0.0	291500	291500	0	0.0	338300	338300	0	0.0	377000	377000	0	0.0	390600	390600	0	0.0	409800	409800	0	0.0								
84	242900	242900	0	0.0	291800	291800	0	0.0	338800	338800	0	0.0	377300	377300	0	0.0	390800	390800	0	0.0	410000	410000	0	0.0								
85	243500	243500	0	0.0	292100	292100	0	0.0	339100	339100	0	0.0	377700	377700	0	0.0	391000	391000	0	0.0	410200	410200	0	0.0								
86	244200	244200	0	0.0	292400	292400	0	0.0	339500	339500	0	0.0	378200	378200	0	0.0	391300	391300	0	0.0												
87	244900	244900	0	0.0	292700	292700	0	0.0	340000	340000	0	0.0	378600	378600	0	0.0	391600	391600	0	0.0												
88	245600	245600	0	0.0	293100	293100	0	0.0	340400	340400	0	0.0	379000	379000	0	0.0	391800	391800	0	0.0												
89	246100	246100	0	0.0	293400	293400	0	0.0	340700	340700	0	0.0	379400	379400	0	0.0	392000	392000	0	0.0												
90	246600	246600	0	0.0	293800	293800	0	0.0	341100	341100	0	0.0	379900	379900	0	0.0	392300	392300	0	0.0												
91	246900	246900	0	0.0	294100	294100	0	0.0	341600	341600	0	0.0	380300	380300	0	0.0	392600	392600	0	0.0												
92	247300	247300	0	0.0	294500	294500	0	0.0	342000	342000	0	0.0	380700	380700	0	0.0	392800	392800	0	0.0												
93	247600	247600	0	0.0	294700	294700	0	0.0	342200	342200	0	0.0	381000	381000	0	0.0	393000	393000	0	0.0												
94					294900	294900	0	0.0	342600	342600	0	0.0																				
95					295200	295200	0	0.0	343100	343100	0	0.0																				

消防職給料表（令和元年度改定比較表）

（単位：円、％）

号給	1 級				2 級				3 級				4 級				5 級				6 級				7 級				8 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	167700	169900	2200	1.3	183500	185600	2100	1.1	209900	211600	1700	0.8	249600	251300	1700	0.7	292900	294300	1400	0.5	319300	320200	900	0.3	347600	347600	0	0.0	381900	381900	0	0.0
2	169400	171600	2200	1.3	185200	187300	2100	1.1	211900	213600	1700	0.8	251400	253100	1700	0.7	294900	296100	1200	0.4	321500	322400	900	0.3	349800	349800	0	0.0	384100	384100	0	0.0
3	171200	173400	2200	1.3	187000	189100	2100	1.1	213900	215600	1700	0.8	253200	254900	1700	0.7	297000	298200	1200	0.4	323800	324500	700	0.2	352100	352100	0	0.0	386000	386000	0	0.0
4	172900	175100	2200	1.3	188800	190900	2100	1.1	215900	217600	1700	0.8	255000	256700	1700	0.7	299300	300500	1200	0.4	325900	326500	600	0.2	354300	354300	0	0.0	388100	388100	0	0.0
5	174400	176500	2100	1.2	190700	192700	2000	1.0	217900	219600	1700	0.8	256700	258400	1700	0.7	301000	302200	1200	0.4	328100	328700	600	0.2	356300	356300	0	0.0	389800	389800	0	0.0
6	176300	178400	2100	1.2	193000	195000	2000	1.0	219700	221400	1700	0.8	258500	260200	1700	0.7	303200	304300	1100	0.4	330300	330600	300	0.1	358400	358400	0	0.0	391800	391800	0	0.0
7	178100	180200	2100	1.2	195300	197300	2000	1.0	221700	223400	1700	0.8	260100	261800	1700	0.7	305300	306300	1000	0.3	332600	332800	200	0.1	360600	360600	0	0.0	393600	393600	0	0.0
8	180000	182100	2100	1.2	197600	199600	2000	1.0	223600	225300	1700	0.8	261800	263500	1700	0.6	307500	308400	900	0.3	334800	334800	0	0.0	362800	362800	0	0.0	395400	395400	0	0.0
9	181700	183700	2000	1.1	199800	201600	1800	0.9	225700	227400	1700	0.8	263100	264800	1700	0.6	309400	310300	900	0.3	336500	336500	0	0.0	364500	364500	0	0.0	397100	397100	0	0.0
10	183400	185400	2000	1.1	202400	204200	1800	0.9	227500	229200	1700	0.7	264700	266400	1700	0.6	311600	312500	900	0.3	338800	338800	0	0.0	366700	366700	0	0.0	399100	399100	0	0.0
11	185100	187100	2000	1.1	204900	206700	1800	0.9	229300	231000	1700	0.7	266000	267700	1700	0.6	313900	314600	700	0.2	341000	341000	0	0.0	368700	368700	0	0.0	401100	401100	0	0.0
12	186800	188800	2000	1.1	207400	209200	1800	0.9	231100	232800	1700	0.7	267300	269000	1700	0.6	316000	316600	600	0.2	343300	343300	0	0.0	370900	370900	0	0.0	403200	403200	0	0.0
13	188700	190600	1900	1.0	209700	211400	1700	0.8	232900	234600	1700	0.7	268700	270400	1700	0.6	318100	318700	600	0.2	345300	345300	0	0.0	372700	372700	0	0.0	404900	404900	0	0.0
14	190800	192700	1900	1.0	211500	213200	1700	0.8	234800	236500	1700	0.7	270100	271800	1700	0.6	320400	320700	300	0.1	347400	347400	0	0.0	374800	374800	0	0.0	407000	407000	0	0.0
15	192900	194800	1900	1.0	213300	215000	1700	0.8	236700	238400	1700	0.7	271200	272900	1700	0.6	322600	322800	200	0.1	349600	349600	0	0.0	376800	376800	0	0.0	409000	409000	0	0.0
16	195000	196900	1900	1.0	215100	216800	1700	0.8	238600	240300	1700	0.7	272500	274200	1700	0.6	324800	324800	0	0.0	351700	351700	0	0.0	378900	378900	0	0.0	411100	411100	0	0.0
17	197200	199000	1800	0.9	217000	218700	1700	0.8	240100	241800	1700	0.7	273300	274900	1600	0.6	326500	326500	0	0.0	353700	353700	0	0.0	380500	380500	0	0.0	412800	412800	0	0.0
18	199600	201400	1800	0.9	218700	220400	1700	0.8	241900	243600	1700	0.7	274700	276300	1600	0.6	328800	328800	0	0.0	355700	355700	0	0.0	382500	382500	0	0.0	414500	414500	0	0.0
19	202000	203800	1800	0.9	220600	222300	1700	0.8	243700	245400	1700	0.7	276100	277700	1600	0.6	330900	330900	0	0.0	357700	357700	0	0.0	384400	384400	0	0.0	416200	416200	0	0.0
20	204400	206200	1800	0.9	222400	224100	1700	0.8	245500	247200	1700	0.7	277500	279000	1500	0.5	333200	333200	0	0.0	359800	359800	0	0.0	386400	386400	0	0.0	417800	417800	0	0.0
21	206900	208600	1700	0.8	224100	225800	1700	0.8	247100	248800	1700	0.7	278800	280300	1500	0.5	335100	335100	0	0.0	361500	361500	0	0.0	388100	388100	0	0.0	419500	419500	0	0.0
22	208700	210400	1700	0.8	225900	227600	1700	0.8	248500	250200	1700	0.7	280200	281500	1300	0.5	337100	337100	0	0.0	363500	363500	0	0.0	390200	390200	0	0.0	421100	421100	0	0.0
23	210400	212100	1700	0.8	227700	229400	1700	0.7	249700	251400	1700	0.7	281500	282800	1300	0.5	339200	339200	0	0.0	365300	365300	0	0.0	392300	392300	0	0.0	422500	422500	0	0.0
24	212200	213900	1700	0.8	229500	231200	1700	0.7	251000	252700	1700	0.7	283000	284300	1300	0.5	341200	341200	0	0.0	367400</											

消防職給料表（令和元年度改定比較表）

（単位：円、％）

再任用	1級				2級				3級				4級				5級				6級				7級				8級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
77	281600	281600	0	0.0	301100	301100	0	0.0	325100	325100	0	0.0	369900	369900	0	0.0	409200	409200	0	0.0	421100	421100	0	0.0	438500	438500	0	0.0				
78	282800	282800	0	0.0	302600	302600	0	0.0	326800	326800	0	0.0	371100	371100	0	0.0	409700	409700	0	0.0	421400	421400	0	0.0	438800	438800	0	0.0				
79	284000	284000	0	0.0	303800	303800	0	0.0	328400	328400	0	0.0	372300	372300	0	0.0	410300	410300	0	0.0	421700	421700	0	0.0	439100	439100	0	0.0				
80	285000	285000	0	0.0	305300	305300	0	0.0	330000	330000	0	0.0	373500	373500	0	0.0	410800	410800	0	0.0	422000	422000	0	0.0	439400	439400	0	0.0				
81	286100	286100	0	0.0	306600	306600	0	0.0	331700	331700	0	0.0	374700	374700	0	0.0	411200	411200	0	0.0	422200	422200	0	0.0	439600	439600	0	0.0				
82	287300	287300	0	0.0	308000	308000	0	0.0	333400	333400	0	0.0	375900	375900	0	0.0	411800	411800	0	0.0	422500	422500	0	0.0	439900	439900	0	0.0				
83	288600	288600	0	0.0	309100	309100	0	0.0	335000	335000	0	0.0	377000	377000	0	0.0	412300	412300	0	0.0	422800	422800	0	0.0	440200	440200	0	0.0				
84	289900	289900	0	0.0	310500	310500	0	0.0	336700	336700	0	0.0	378200	378200	0	0.0	412500	412500	0	0.0	423000	423000	0	0.0	440500	440500	0	0.0				
85	291000	291000	0	0.0	311400	311400	0	0.0	338100	338100	0	0.0	379300	379300	0	0.0	412800	412800	0	0.0	423200	423200	0	0.0	440700	440700	0	0.0				
86	292200	292200	0	0.0	312900	312900	0	0.0	339600	339600	0	0.0	379900	379900	0	0.0	413300	413300	0	0.0	423500	423500	0	0.0								
87	293100	293100	0	0.0	314200	314200	0	0.0	341100	341100	0	0.0	380400	380400	0	0.0	413600	413600	0	0.0	423800	423800	0	0.0								
88	294300	294300	0	0.0	315700	315700	0	0.0	342600	342600	0	0.0	381000	381000	0	0.0	413900	413900	0	0.0	424000	424000	0	0.0								
89	295300	295300	0	0.0	317200	317200	0	0.0	343900	343900	0	0.0	381600	381600	0	0.0	414200	414200	0	0.0	424200	424200	0	0.0								
90	296500	296500	0	0.0	318700	318700	0	0.0	345100	345100	0	0.0	382200	382200	0	0.0	414600	414600	0	0.0	424500	424500	0	0.0								
91	297600	297600	0	0.0	320100	320100	0	0.0	346400	346400	0	0.0	382800	382800	0	0.0	415000	415000	0	0.0	424800	424800	0	0.0								
92	298800	298800	0	0.0	321600	321600	0	0.0	347700	347700	0	0.0	383400	383400	0	0.0	415400	415400	0	0.0	425000	425000	0	0.0								
93	299300	299300	0	0.0	322900	322900	0	0.0	349100	349100	0	0.0	383700	383700	0	0.0	415700	415700	0	0.0	425200	425200	0	0.0								
94	300600	300600	0	0.0	324200	324200	0	0.0	350600	350600	0	0.0	384200	384200	0	0.0																
95	301700	301700	0	0.0	325600	325600	0	0.0	352100	352100	0	0.0	384800	384800	0	0.0																
96	303000	303000	0	0.0	326900	326900	0	0.0	353600	353600	0	0.0	385300	385300	0	0.0																
97	304100	304100	0	0.0	328100	328100	0	0.0	354900	354900	0	0.0	385700	385700	0	0.0																
98	305300	305300	0	0.0	329400	329400	0	0.0	356100	356100	0	0.0	386100	386100	0	0.0																
99	306500	306500	0	0.0	330700	330700	0	0.0	357200	357200	0	0.0	386700	386700	0	0.0																
100	307700	307700	0	0.0	332000	332000	0	0.0	358400	358400	0	0.0	387200	387200	0	0.0																
101	308900	308900	0	0.0	333400	333400	0	0.0	359500	359500	0	0.0	387600	387600	0	0.0																
102	309900	309900	0	0.0	334300	334300	0	0.0	360600	360600	0	0.0	388100	388100	0	0.0																
103	311000	311000	0	0.0	335400	335400	0	0.0	361700	361700	0	0.0	388700	388700	0	0.0																
104	312000	312000	0	0.0	336600	336600	0	0.0	362900	362900	0	0.0	389200	389200	0	0.0																
105	312800	312800	0	0.0	337700	337700	0	0.0	364100	364100	0	0.0	389500	389500	0	0.0																
106	313400	313400	0	0.0	338800	338800	0	0.0	364600	364600	0	0.0	389900	389900	0	0.0																
107	314000	314000	0	0.0	339800	339800	0	0.0	365200	365200	0	0.0	390400	390400	0	0.0																
108	314700	314700	0	0.0	340900	340900	0	0.0	365800	365800	0	0.0	390700	390700	0																	

(議案第 9 2 号)

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 改正の理由

廿日市市特別職報酬等審議会の答申に基づき、一般職の職員の勤勉手当の支給割合の改定に準じて、市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定しようとするものである。

2 改正の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定する。

支給月	現 行	改 正 案	
		(ア) 令和元年度	(イ) 令和 2 年度以降
6 月	100分の222.5	100分の222.5	100分の225
1 2 月	100分の222.5	100分の227.5	100分の225

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行する。ただし、2の(イ)は、令和2年4月1日から施行する。
- (2) 2の(ア)は、令和元年12月1日から適用する。

4 根拠法令

地方自治法

第 2 0 3 条

- ③ 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。
- ④ 議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他

の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 9 3 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

職員の給与に関する条例の給料月額が改定されることを考慮し、会計年度任用職員の給料表を、行政職給料表の改定に準じて改定しようとするものである。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 根拠法令

(1) 地方自治法

第 2 0 3 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第 2 0 4 条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員に対し、

給料及び旅費を支給しなければならない。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律

附則

- ⑤ 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第3条第4号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定を準用する。（以下略）

(4) 地方公営企業法

第38条

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
1	144100	146100	2000	1.4	194000	195500	1500	0.8	230000	231500	1500	0.7
2	145200	147200	2000	1.4	195800	197300	1500	0.8	231600	233100	1500	0.6
3	146400	148400	2000	1.4	197600	199100	1500	0.8	233100	234600	1500	0.6
4	147500	149500	2000	1.4	199400	200900	1500	0.8	234700	236200	1500	0.6
5	148600	150600	2000	1.3	200900	202400	1500	0.7	236100	237600	1500	0.6
6	149700	151700	2000	1.3	202700	204200	1500	0.7	237800	239300	1500	0.6
7	150800	152800	2000	1.3	204500	206000	1500	0.7	239300	240800	1500	0.6
8	151900	153900	2000	1.3	206300	207800	1500	0.7	240900	242400	1500	0.6
9	153000	154900	1900	1.2	207900	209400	1500	0.7	242100	243500	1400	0.6
10	154400	156300	1900	1.2	209700	211200	1500	0.7	243600	245000	1400	0.6
11	155700	157600	1900	1.2	211500	213000	1500	0.7	245200	246600	1400	0.6
12	157000	158900	1900	1.2	213300	214800	1500	0.7	246600	247900	1300	0.5
13	158300	160100	1800	1.1	214700	216200	1500	0.7	248100	249400	1300	0.5
14	159800	161600	1800	1.1	216500	218000	1500	0.7	249600	250800	1200	0.5
15	161300	163100	1800	1.1	218200	219700	1500	0.7	250900	252100	1200	0.5
16	162900	164700	1800	1.1	220000	221500	1500	0.7	252300	253500	1200	0.5
17	164200	165900	1700	1.0	221700	223200	1500	0.7	253800	255000	1200	0.5
18	165700	167400	1700	1.0	223400	224900	1500	0.7	255400	256500	1100	0.4
19	167200	168900	1700	1.0	225000	226500	1500	0.7	257100	258200	1100	0.4
20	168700	170400	1700	1.0	226600	228100	1500	0.7	258900	260000	1100	0.4
21	170100	171700	1600	0.9	228000	229500	1500	0.7	260500	261600	1100	0.4
22	172800	174400	1600	0.9	229700	231200	1500	0.7	262300	263300	1000	0.4
23	175400	177000	1600	0.9	231300	232800	1500	0.6	264000	264900	900	0.3
24	178000	179600	1600	0.9	232900	234400	1500	0.6	265700	266500	800	0.3
25	180700	182200	1500	0.8	234000	235400	1400	0.6	267600	268400	800	0.3
26	182400	183900	1500	0.8	235500	236900	1400	0.6	269500	270200	700	0.3
27	184000	185500	1500	0.8	236900	238300	1400	0.6	271300	271900	600	0.2
28	185700	187200	1500	0.8	238200	239500	1300	0.5	273100	273600	500	0.2
29	187200	188700	1500	0.8	239500	240700	1200	0.5	274800	275300	500	0.2
30	188900	190400	1500	0.8	240700	241900	1200	0.5	276700	277000	300	0.1
31	190700	192200	1500	0.8	241700	242900	1200	0.5	278600	278800	200	0.1
32	192400	193900	1500	0.8	242900	244100	1200	0.5	280300	280300	0	0.0
33	194000	195500	1500	0.8	244200	245400	1200	0.5	281800	281800	0	0.0
34	195400	196900	1500	0.8	245300	246400	1100	0.4	283700	283700	0	0.0
35	196900	198400	1500	0.8	246500	247600	1100	0.4	285500	285500	0	0.0
36	198400	199900	1500	0.8	247800	248900	1100	0.4	287400	287400	0	0.0
37	199700	201200	1500	0.8	248700	249800	1100	0.4	289000	289000	0	0.0
38	201000	202500	1500	0.7	250100	251100	1000	0.4	290700	290700	0	0.0
39	202200	203700	1500	0.7	251500	252300	800	0.3	292500	292500	0	0.0
40	203500	205000	1500	0.7	252900	253600	700	0.3	294300	294300	0	0.0
41	204800	206300	1500	0.7	254300	255000	700	0.3	295800	295800	0	0.0
42	206100	207600	1500	0.7	255700	256400	700	0.3	297500	297500	0	0.0
43	207400	208900	1500	0.7	257100	257600	500	0.2	299000	299000	0	0.0
44	208700	210200	1500	0.7	258400	258800	400	0.2	300600	300600	0	0.0
45	209800	211300	1500	0.7	259600	260000	400	0.2	302200	302200	0	0.0
46	211100	212600	1500	0.7	260900	261200	300	0.1	303900	303900	0	0.0
47	212400	213900	1500	0.7	262300	262500	200	0.1	305500	305500	0	0.0
48	213700	215200	1500	0.7	263600	263600	0	0.0	307200	307200	0	0.0
49	214800	216300	1500	0.7	264700	264700	0	0.0	308100	308100	0	0.0
50	215900	217400	1500	0.7	265800	265800	0	0.0	309600	309600	0	0.0
51	216900	218400	1500	0.7	267100	267100	0	0.0	311100	311100	0	0.0
52	218000	219500	1500	0.7	268400	268400	0	0.0	312700	312700	0	0.0
53	219100	220600	1500	0.7	269400	269400	0	0.0	314300	314300	0	0.0
54	220100	221600	1500	0.7	270500	270500	0	0.0	315900	315900	0	0.0
55	221000	222500	1500	0.7	271800	271800	0	0.0	317500	317500	0	0.0
56	222000	223500	1500	0.7	273100	273100	0	0.0	319000	319000	0	0.0
57	222400	223800	1400	0.6	274000	274000	0	0.0	320500	320500	0	0.0
58	223300	224600	1300	0.6	275000	275000	0	0.0	321700	321700	0	0.0
59	224100	225400	1300	0.6	275900	275900	0	0.0	322900	322900	0	0.0
60	224900	226100	1200	0.5	277000	277000	0	0.0	324100	324100	0	0.0
61	225600	226800	1200	0.5	278100	278100	0	0.0	324800	324800	0	0.0
62	226600	227800	1200	0.5	279100	279100	0	0.0	325700	325700	0	0.0
63	227400	228600	1200	0.5	280000	280000	0	0.0	326500	326500	0	0.0
64	228300	229400	1100	0.5	281000	281000	0	0.0	327300	327300	0	0.0

会計年度任用職員給料表（改定比較表）

（単位：円、％）

級 号給	1 級				2 級				3 級			
	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率	改定前	改定後	改定額	改定率
65	229000	230100	1100	0.5	281500	281500	0	0.0	328200	328200	0	0.0
66	229800	230800	1000	0.4	282400	282400	0	0.0	328600	328600	0	0.0
67	230700	231700	1000	0.4	283100	283100	0	0.0	329300	329300	0	0.0
68	231700	232700	1000	0.4	284000	284000	0	0.0	330100	330100	0	0.0
69	232400	233400	1000	0.4	285000	285000	0	0.0	330900	330900	0	0.0
70	233100	234000	900	0.4	285800	285800	0	0.0	331600	331600	0	0.0
71	233700	234500	800	0.3	286600	286600	0	0.0	332300	332300	0	0.0
72	234500	235200	700	0.3	287400	287400	0	0.0	333000	333000	0	0.0
73	235300	236000	700	0.3	288200	288200	0	0.0	333500	333500	0	0.0
74	236000	236600	600	0.3	288700	288700	0	0.0	334100	334100	0	0.0
75	236700	237200	500	0.2	289100	289100	0	0.0	334600	334600	0	0.0
76	237300	237700	400	0.2	289600	289600	0	0.0	335200	335200	0	0.0
77	238000	238400	400	0.2	289800	289800	0	0.0	335500	335500	0	0.0
78	238800	239100	300	0.1	290100	290100	0	0.0	336000	336000	0	0.0
79	239600	239800	200	0.1	290300	290300	0	0.0	336400	336400	0	0.0
80	240300	240300	0	0.0	290700	290700	0	0.0	336900	336900	0	0.0
81	240800	240800	0	0.0	290900	290900	0	0.0	337300	337300	0	0.0
82	241500	241500	0	0.0	291100	291100	0	0.0	337800	337800	0	0.0
83	242200	242200	0	0.0	291500	291500	0	0.0	338300	338300	0	0.0
84	242900	242900	0	0.0	291800	291800	0	0.0	338800	338800	0	0.0
85	243500	243500	0	0.0	292100	292100	0	0.0	339100	339100	0	0.0
86	244200	244200	0	0.0	292400	292400	0	0.0	339500	339500	0	0.0
87	244900	244900	0	0.0	292700	292700	0	0.0	340000	340000	0	0.0
88	245600	245600	0	0.0	293100	293100	0	0.0	340400	340400	0	0.0
89	246100	246100	0	0.0	293400	293400	0	0.0	340700	340700	0	0.0
90	246600	246600	0	0.0	293800	293800	0	0.0	341100	341100	0	0.0
91	246900	246900	0	0.0	294100	294100	0	0.0	341600	341600	0	0.0
92	247300	247300	0	0.0	294500	294500	0	0.0	342000	342000	0	0.0
93	247600	247600	0	0.0	294700	294700	0	0.0	342200	342200	0	0.0
94					294900	294900	0	0.0	342600	342600	0	0.0
95					295200	295200	0	0.0	343100	343100	0	0.0
96					295600	295600	0	0.0	343500	343500	0	0.0
97					295800	295800	0	0.0	343700	343700	0	0.0
98					296100	296100	0	0.0	344100	344100	0	0.0
99					296500	296500	0	0.0	344500	344500	0	0.0
100					296900	296900	0	0.0	344800	344800	0	0.0
101					297100	297100	0	0.0	345100	345100	0	0.0
102					297400	297400	0	0.0	345500	345500	0	0.0
103					297800	297800	0	0.0	345900	345900	0	0.0
104					298100	298100	0	0.0	346300	346300	0	0.0
105					298300	298300	0	0.0	346800	346800	0	0.0
106					298600	298600	0	0.0	347200	347200	0	0.0
107					299000	299000	0	0.0	347600	347600	0	0.0
108					299300	299300	0	0.0	348000	348000	0	0.0
109					299500	299500	0	0.0	348500	348500	0	0.0
110					299900	299900	0	0.0	348900	348900	0	0.0
111					300300	300300	0	0.0	349200	349200	0	0.0
112					300600	300600	0	0.0	349500	349500	0	0.0
113					300800	300800	0	0.0	350000	350000	0	0.0
114					301000	301000	0	0.0				
115					301300	301300	0	0.0				
116					301700	301700	0	0.0				
117					301900	301900	0	0.0				
118					302100	302100	0	0.0				
119					302400	302400	0	0.0				
120					302700	302700	0	0.0				
121					303100	303100	0	0.0				
122					303300	303300	0	0.0				
123					303600	303600	0	0.0				
124					303900	303900	0	0.0				
125					304200	304200	0	0.0				

(議案第 9 4 号)

廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の
清潔保持に関する条例の一部を改正する条例

(循環型社会推進課)

1 提案の要旨

廿日市地域におけるし尿の収集、運搬及び処分をする場合に徴収する、
し尿処理手数料の額を次のように定めようとするものである。

区 分	単 位	金 額
家庭、事業所等から排出され るもの	1 8 リットルまでごとに	3 5 0 円
仮設便所から排出されるもの	1 8 リットルまでごとに	4 5 0 円

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 2 7 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定
の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第 2 2 8 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項について
は、条例でこれを定めなければならない。(以下略)

(議案第 9 5 号)

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

(こ ど も 課)

1 提案の要旨

串戸保育園が、公私連携型保育所に移行することに伴い、当該保育園を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 根拠法令

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(議案第 9 6 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(都 市 計 画 課)

1 改正の理由

廿日市市屋外広告物等に関する条例の制定に伴い、屋外広告物の許可事務に係る手数料の額を改定するなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 手数料の改定

ア 光源を使用した平看板、広告塔及び掲示板の許可（1個につき）

広告物の面積	現 行	改正案
10平方メートル以下	1,780円	2,600円
10平方メートルを超え30平方メートル以下	4,950円	7,500円
30平方メートルを超え140平方メートル以下	4,950円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,780円を加えた額	7,500円に30平方メートルを超える10平方メートルまでごとに2,600円を加えた額
140平方メートルを超える	2万6,560円	3万8,040円

イ 光源を使用しない平看板、広告塔及び掲示板の許可（1個につき）

広告物の面積	現 行	改正案
10平方メートル以下	1,060円	1,650円
10平方メートル	3,720円	5,500円

を 超 え 30 平 方 メ ー ト ル 以 下		
30 平 方 メ ー ト ル を 超 え 140 平 方 メ ー ト ル 以 下	3,720 円 に 30 平 方 メ ー ト ル を 超 え る 10 平 方 メ ー ト ル ま で ご と に 1,06 0 円 を 加 え た 額	5,500 円 に 30 平 方 メ ー ト ル を 超 え る 10 平 方 メ ー ト ル ま で ご と に 1,65 0 円 を 加 え た 額
140 平 方 メ ー ト ル を 超 え る	1 万 7,710 円	2 万 6,240 円

ウ 立看板の許可（１個につき）

現 行	改正案
530円	580円

エ 光源を使用した電柱広告板の許可（１個につき）

現 行	改正案
530円	580円

オ 光源を使用しない電柱広告板の許可（１個につき）

現 行	改正案
350円	390円

カ 光源を使用した電車、乗合自動車その他公衆の利用に供される乗
り物に表示する広告板の許可（１平方メートルにつき）

現 行	改正案
890円	950円

キ 光源を使用しない電車、乗合自動車その他公衆の利用に供され
る乗り物に表示する広告板の許可（１平方メートルにつき）

現 行	改正案
530円	580円

ク 光源を使用した宣伝車に表示する広告板の許可（１台につき）

現 行	改正案
1,780円	1,900円

ケ 光源を使用しない宣伝車に表示する広告板の許可（１台につき）

現 行	改正案
1,240円	1,340円

コ 幕広告の許可（１枚につき）

現 行	改正案
890円	950円

サ 光源を使用した気球広告の許可（１個につき）

現 行	改正案
1,780円	1,900円

シ 光源を使用しない気球広告の許可（１個につき）

現 行	改正案
1,240円	1,340円

ス はり札の許可（１個につき）

現 行	改正案
370円	390円

セ はり紙の許可（100枚までごとにつき）

現 行	改正案
530円	600円

(2) 手数料の追加

許可を受けた屋外広告物の変更又は改造の許可事務に係る手数料の額は、変更後又は改造後の面積により算定した手数料の額の３分の１の額とする。

3 施行期日

令和２年４月１日

4 根拠法令

議案第９４号説明書に同じ。

(議案第 9 7 号)

廿日市市景観条例の一部を改正する条例

(都 市 計 画 課)

1 改正の理由

宮島口地区の景観形成を推進することを目的に、同地区を景観計画における景観重点区域に指定し、及び宮島口景観地区を都市計画決定することに伴い、景観重点区域に関して必要な事項を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 景観重点区域内の景観計画の届出について、届出を要しない行為を規則で定めることとする。
- (2) 都市計画に景観地区を定めるとき、又は景観地区に関する都市計画を変更しようとするときは、あらかじめ、廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならないこととする。
- (3) 景観地区内において建築物の建築等をするため市長の認定を受けようとする者について、あらかじめ協議を求めることができることとする。
- (4) 景観地区内において建築物の形態意匠の制限に適合しない建築物について、当該建築物の所有者等に対して、違反を是正するために必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ廿日市市景観審議会の意見を聴かなければならないこととする。
- (5) 景観地区内の建築物の形態意匠の制限等について、適用の除外となる建築物を定める。
- (6) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 根拠法令

- (1) 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

② 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

(2) 景観法

第16条

⑦ 次に掲げる行為については、前各項の規定は、適用しない。

(11) その他政令又は景観行政団体の条例で定める行為

第69条 第62条から前条までの規定は、次に掲げる建築物については、適用しない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれが少ない建築物として市町村の条例で定めるもの

(議案第 9 8 号)

廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止する条例

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）に関し、公の施設としての設置及び管理を廃止するため、廿日市市健康増進施設設置及び管理条例を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

3 根拠法令

議案第 9 5 号説明書に同じ。

(議案第 1 0 5 号)

財産の処分について

(地域医療拠点企画室)

1 提案の要旨

地域医療拠点等整備事業用地に存する建物を売り払おうとするものである。

2 財産の表示

所 在 廿日市市地御前一丁目 1 0 0 7 番地 7、1 0 0 7 番地 8、1
0 0 7 番地 1 0、1 0 0 7 番地 2 2

種 別 建 物

細 目 構 造 鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建て

床面積 1 1，1 2 2．8 6 平方メートルのうち 7，5 0 8．
8 3 平方メートル

3 処分価格 8 0，4 1 0，0 0 0 円

4 相手方 広島市中区大手町三丁目 1 3 番 1 8 号

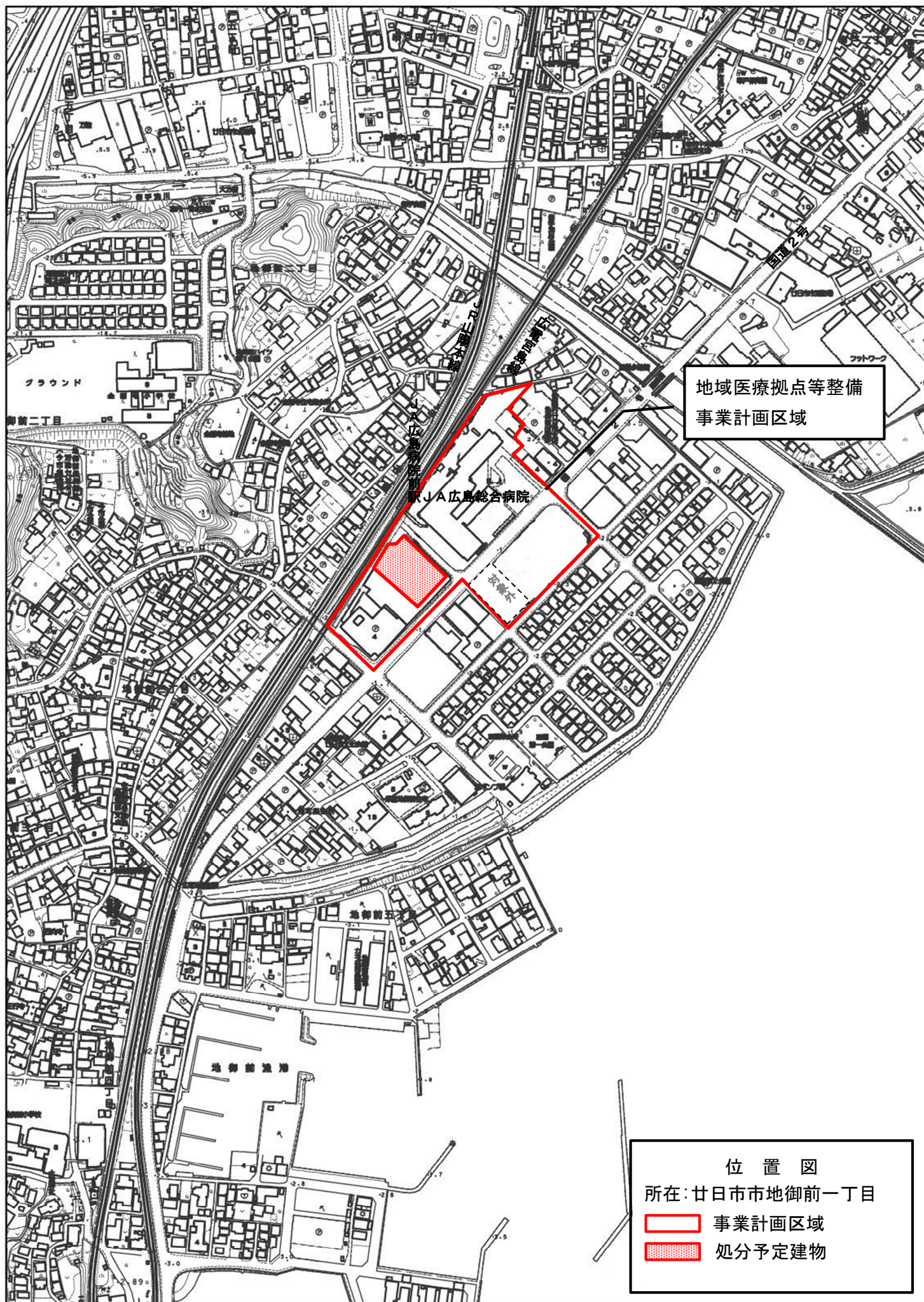
広島県厚生農業協同組合連合会

代表理事 岡 田 仁 志

5 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付
さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2，0 0 0 万円
以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、
1 件 5，0 0 0 平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不
動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。



(議案第 1 0 6 号)

財産の処分について

(観 光 課)

1 提案の要旨

市有財産である廿日市市健康増進施設（宮浜べにまんさくの湯）を売り払おうとするものである。

2 財産の表示

所 在 廿日市市宮浜温泉二丁目 8 1 3 0 番地 3 1

種 別 建 物

細 目 構 造 鉄骨造かわらぶき 2 階建て

床面積 1, 0 3 3. 9 3 平方メートル

3 処分価格 4 5, 1 0 6, 6 0 0 円

4 相 手 方 廿日市市大野中央三丁目 3 番 5 号

株式会社 A & C

代表取締役 宮 地 猛

5 根拠法令

議案第 1 0 5 号説明書に同じ。

